

# 岩手県ユニセフ協会規約

## 第1章 総 則

前 文 岩手県ユニセフ協会は、公益財団法人日本ユニセフ協会と岩手県ユニセフ協会との協力協定に基づき設立される。

(名 称)

第1条 本会は、岩手県ユニセフ協会と称する。

(事務所)

第2条 本会は、主たる事務所を岩手県滝沢村に置く。

2 本会は、理事会の議決を経て、必要な地に従たる事務所を置くことができる。

(目 的)

第3条 本会は、公益財団法人日本ユニセフ協会(「日本ユニセフ協会」)との協力協定に基づき、岩手県において、日本ユニセフ協会の定款目的を実現することを目的とする。

(活 動)

第4条 本会は、第3条の目的を達成するために、次の活動を行う。

- (1)ユニセフのための広報・啓発活動
- (2)ユニセフへの協力(募金)活動
- (3)県内支援者、募金協力者、地方自治体、関係団体との協力
- (4)その他本会の目的を達成するために必要な活動

## 第2章 運 営

(役 員)

第5条 本会に次の役員を置く。任期は2年とし、再任を妨げない。補欠または増員により選任された役員の任期は、前任者または現任者の残任期間とする。

- (1)理 事 30名以内
- (2)監 事 2名以内

(選 任)

第6条 理事及び監事は評議員会において選任し、理事の中から互選で次の役職者を選任する。

- (1)会 長 1名
- (2)副会長 3名以内
- (3)専務理事 1名
- (4)常務理事 若干名

(職 務)

第7条 会長は本会を代表し、その業務を総理する。

- 2 副会長は会長を補佐し、会長に事故ある時にはその職務を代行する。
- 3 専務理事は会長の意を受けて本会の業務を掌理する。
- 4 常務理事は理事会の議決に基づき、必要に応じて本会の業務を掌理する。
- 5 理事は理事会を構成し、本会の業務を議決し、執行する。

6 監事は本会の会計及び業務執行状況を監査する。

### 第3章 理事会

(権能)

第8条 会長は毎年2回以上理事会を開催し、この規約に定めるもののほか、以下の事項について決議し、理事会の議長として理事会を運営する。

- (1) 本会の事業計画と予算案
- (2) 本会の事業報告と決算
- (3) 本会の役員選出
- (4) その他本会の業務に関する重要事項

(定足数)

第9条 理事会は、理事の3分の2以上の出席を要し、委任状をもって代わりとすることができる。

(議決)

第10条 理事会の議決は、出席した理事の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

### 第4章 評議員会

(評議員)

第11条 本会は評議員25名以上40名以内を置く。

- 2 評議員は、理事会で選出し、会長がこれを委嘱する。
- 3 評議員の任期は2年とし、再任を妨げない。補欠または増員により選任された評議員の任期は、前任者または現任者の残任期間とする。

(評議員会)

第12条 評議員会は毎年1回以上開催する。

- 2 評議員会は、会長の諮問に応じ、必要な事項について審議し、助言する。
- 3 評議員会の議長は、評議会において互選する。

### 第5章 財産及び会計

(財産の管理)

第13条 本会の財産は会長が管理し、その方法は理事会の議決を経て、会長が別に定める。

(会計年度)

第14条 本会の会計年度は、毎年1月1日から12月31日までとする。

(事務局)

第15条 本会の事務を処理するために事務局を設け、理事会の議決を経て事務局長を置くほか、積極的にボランティアの参加を得るものとする。

## 第6章 規約の変更及び解散

(規約の変更)

第16条 この規約は、理事会及び評議員会において、それぞれ理事現在数及び評議員現在数の4分の3以上の議決を経なければ変更することができない。

(解散)

第17条 本会は、理事会及び評議員会において、それぞれ理事現在数及び評議員現在数の4分の3以上の議決を経て解散することができ、残余財産については日本ユニセフ協会に寄付するものとする。

## 第7章 賛 助 会 員

(賛助会員)

第18条 本会の主旨に賛同し、支援する個人又は団体を賛助会員とすることができる。

- 2 賛助会員は、本会の運営に関し、何らの権利及び義務を有しない。
- 3 賛助会員に関する必要な事項は、理事会の議決を経て、会長が別に定める。

## 第8章 補 則

(補 則)

第19条 この規約に定めるもののほか、本会の運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、会長が別に定める。

付則:この規約は2011年4月1日から施行する。

※公益財団法人日本ユニセフ協会が登記された日をもって実施日とする。